

平成30年度 第1回地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会議事録

開催日時	平成30年8月2日（木） 14時56分～16時39分
開催場所	広尾町議会議事堂 議員控室
出席委員	稲葉秀一委員、大林忠委員、辻田廣行委員、藤城貴教委員、本田つき子委員（5名）
欠席委員	伊藤浩委員、岩崎倫政委員、氏家良人委員、木村眞司委員（4名）
町側出席者 (10名)	村瀬町長、松田総務課参事、渡辺国保病院事務長、斎藤事務次長、白石総務課長、 沖田課長補佐、山崎保健福祉課長、佐藤課長補佐、菅原地域包括支援センター長、 星福祉係長
オブザーバー (5名)	社会医療法人北斗理事 連携推進部長 久保田亨 社会医療法人北斗 地域医療連携課主任 伊藤 慎 東日本税理士法人 税理士（総務省地方公営企業等経営アドバイザー） 夏苅千晶 新宿社会保険労務士法人 代表社員 加藤幸秀 新宿社会保険労務士法人 所長代理 山川晃一

【日程1】開会

[司 会] ご案内の時間より若干早いですが、お揃いになりましたのでこれより始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

ただいまから、第1回地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会を開催させていただきます。私は、本日の司会を務めます広尾町総務課参事の松田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議に先立ちまして、皆様にお願いがございます。それぞれの机にマイクがございますが、ご発言の際はマイクのスイッチを入れていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議は、議事録作成のため、録音をさせていただきますので、ご了承願います。

【日程2】委嘱状交付

[司 会] それでは、委嘱状の交付を行います。

委嘱状は村瀬町長よりお渡しいたします。お名前をお呼びいたしますので、自席にてお受け取り願います。

帯広市医師会会长、いなば内科呼吸器科院長 稲葉秀一様

広尾町代表監査委員 大林忠様

元広尾町国民健康保険病院事務長 辻田廣行様

十勝医師会理事、日本赤十字社清水赤十字病院院長 藤城貴教様
社会医療法人北斗理事、北斗病院副院长 本田つき子様

なお、旭川医科大学整形外科学講座教授 伊藤浩様、北海道大学大学院医学研究院整形外科学教室教授 岩崎倫政様、岡山大学名誉教授、函館市病院局長 氏家良人様、札幌医科大学医療人育成センター教授 木村眞司様におかれましては、本日所用のため、ご欠席のご連絡をいただいてございます。

以上で委嘱状の交付を終わります。

本日、9名の委員のうち、5名の委員にご出席いただいております。出席委員が過半数を超えておりますので、本日の委員会は成立いたしますことをご報告いたします。

【日程3】町長挨拶

[司 会] 開会にあたりまして、広尾町長 村瀬優からご挨拶を申し上げます。

[村瀬町長] それでは、私からご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、しかもこの暑い中、当委員会にご出席いただき、大変ありがとうございます。また、当評価委員会の委員をお引き受けいただいたこと、心から感謝を申し上げるところです。

現在、町立病院につきましては、地方公営企業法一部適用から地方独立行政法人への移行について手続きを進めており、本日の評価委員会開催の運びとなったところです。これまでの経過につきましては、事前に概略についてご説明をしてご理解をいただいているところですが、また後程詳しくご説明申し上げたいと思っております。

現在、町立病院につきましては、文字通り町民の命・健康を守る、そして暮らしを支える医療機関としての役割を担い、現在までできているところです。しかしながら、人口減少や、診療科目が住民ニーズに合っていない、また、医療制度の改革の影響によって経営が行き詰まっている状況にあり、役場の方から多額の繰入金を拠出しながら運営にあたっているところです。そんな状況を受けて、広尾町の町立病院のあり方について検討をしてきたところです。なんと言っても町立病院は、帯広から80km離れている広尾町にとってなくてはならない、欠かせない医療機関であり、なんとか病院として経営できないか探ってきたところです。今回、専門家によるあり方検討委員会を立ち上げ、地方独立行政法人への移行が望ましいという答申をいただいたところであります。町としても内部で意思決定をして、議会の議決を経て、今回の独法への移行を決断したところです。今回、町立病院が独法に移行するにあたり、中期目標の案

を作成いたしました。皆様方にご検討いただいて、議会の議決を経て北海道への認可申請というそんなスケジュールになっているところです。加えて広尾町は今年150年の節目を迎える年でもあります。そんな中で病院改革は広尾町の歴史上大きな改革の一つになっており、この病院改革を是が非でも移行させて次の時代に引き継ぐ、そんな年にしたいと思っているところです。ぜひ、皆様方のご指導をいただきまして、スムーズな独法への移行を果たしていきたいと思っておりますので、ご指導よろしくお願い申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

〔司　　会〕 続きまして広尾町職員の自己紹介をさせていただきます。

(渡辺国民健康保険病院事務長以下8名自己紹介)

〔司　　会〕 続きまして、本日オブザーバーとしてご出席いただいている皆様をご紹介いたします。

社会医療法人北斗理事 連携推進部長 久保田亨様

同じく社会医療法人北斗 地域医療連携課主任 伊藤慎様

東日本税理士法人 税理士、総務省地方公営企業等経営アドバイザー 夏苅千晶様

新宿社会保険労務士法人 代表社員 加藤幸秀様

新宿社会保険労務士法人 所長代理 山川晃一様

以上でご紹介を終わります。

それでは、会議に移りたいと思います。

お手元にお配りした次第に沿って進めさせていただきます。

【日程4】広尾町国民健康保険病院の現状とこれまでの経過について

〔司　　会〕 はじめに、次第4「広尾町国民健康保険病院の現状とこれまでの経過」につきまして、共通のご認識を持っていただくため、国保病院事務長の渡辺からご報告申し上げます。

〔渡辺事務長〕 私から国保病院の現状につきましてご説明させていただきます。資料1-1をご用意願います。はじめに、広尾町国民健康保険病院の概要です。

(資料1ページ上段を読み上げにより説明)

続きまして、当院の状況です。

(資料1ページ中段を読み上げにより説明)

これまでの職員数、患者数、収支状況につきましては、1ページから4ページにかけ、平成25年度からの状況と平成30年度の見込みについて表にしております。5ページからのグラフで説明させていただきます。

- ① 年度末人口と高齢化率：人口は平成23年と平成29年の比較で935人減少。
一方65歳以上の人口と高齢化率は増加している状況にあります。
- ② 一般会計繰入金：これまで毎年の繰入額については3億9千万円を目指としておりましたが、平成29年度においては前年度より約7,900万円増となり、平成32年度においても4億7,126万円の見込みとなっているところです。
- ③ 病院の一時借入金：平成27年度から患者数と医業収益の減少により、年度末において資金不足となり、一時借入金が発生しております。平成28年度以降においても前年度までの不足を補う収益が出ず、同様に年度末に一時借入金が残っている状況となっています。
- ④ 年度別患者数：入院・外来患者数とも、毎年減少しています。患者数合計で、平成25年度と平成29年度の比較で9,875人減少しているところです。
- ⑤ 年度別入院・外来収入額：患者数と同様、毎年減少しています。収入合計額で、平成26年と平成29年の比較で9,629万円減少しています。
- ⑥ 病院事業費用：平成26年度に医師の補充により費用が増加していますが、平成27年度からは患者数減少の影響もあり、費用も減少しています。
- ⑦ 職員数：毎年70人前後で推移しています。
- ⑧ 職員給与费率：給与費は5億2千万円から5億3千万円で推移しており、医業収益に対する給与費の比率は、平成28年から100%を超える状況となっています。
以上、病院の経営と収支状況の概要の説明とさせていただきます。

次に資料1-2をお願いします。町立病院の地方独立行政法人移行に係るこれまでの経過について示しています。

1月に有識者によるあり方検討委員会を設置し、3回の検討委員会を開催し、2月28日に答申をいただきました。答申の内容につきましては資料1-3, 1-4にあります。説明は省略させていただきます。

同じく1月に役場内部職員による庁内あり方検討会議を設置し、あり方検討委員会から答申を受けた内容について検証を行い、4月12日に町長に具申しています。
その後、4月16日の広尾町議会特別委員会において、町立病院の地方独立行政法人への移行を表明したところです。

6月の議会において定款の議決をいただいたところです。定款については資料1-5あります。

7月5日から17日にかけて、町内7会場において町民説明会を開催し、本日の評価委員会の開催となっているところです。

併せて8月1日から中期目標のパブリックコメントの募集を始めております。経過については以上です。

私からの説明を終わらせていただきます。

【司 会】 本件につきましてはご報告という形でございますが、特にご確認されたい事項等がございましたら、ご発言をお願いします。

【●●委員】 町民説明会で81名の参加があったということですが、この説明会での質問とか意見とかはどのようなものがあったのでしょうか。

【松田参事】 町民説明会は町内7か所において81名の参加を得て実施いたしました。場所によって若干違いはございますが、多くの方々の反応は、町立病院を独法化することによって、いい先生が来てくれるのですね、病院は今よりもよくなるのですねという確認、いい先生が来てくれれば患者さんも戻ってくるねといったものがありました。また、今現在の病院の接遇などに関する不満もいただきましたが、これらについても新しい法人においては接遇研修等も実施していい方向に進みたい。少なくとも町民にとってよい病院となるよう努力したいという説明をさせていただきました。細かな意見はいろいろとありましたが、方向性としてはそのような意見をいただいています。

【村瀬町長】 補足させていただきますが、今いる先生のうちお2人が来年の3月で退職されるということを説明したうえでの「いい先生」というご意見です。医師がちゃんと確保できるのですねという心配が町民の間にはあったものですから。

【司 会】 ほかにないようでしたら、また後程時間もございますので、先に進めさせていただきます。

【日程5】地方独立行政法人制度と評価委員会の位置づけについて

【司 会】 次に、次第5「地方独立行政法人制度と評価委員会の位置づけ」について、東日本税理士法人 夏苅様、並びに新宿社会保険労務士法人 加藤様からご説明いただきます。よろしくお願ひいたします。

[夏莉O b] 私からは広尾町国保病院が採用する地方独立行政法人制度と、地方独立行政法人に義務付けられている評価委員会の制度について簡単にご案内させていただきます。

はじめに資料2-1を使い、地方独立行政法人制度のご説明をさせていただきます。

1ページ「新公立病院改革ガイドライン」は、全国の公立病院が対象となる、公立病院改革を進めるための総務省が作成したガイドラインです。平成27年に策定された新ガイドラインと言われる内容がこのページに書かれています。中ほどの枠内に、新ガイドラインが求める改革プランの内容が4項目記載されていますが、右下「経営形態の見直し」が今回該当する部分です。例えば3年連続病床稼働率が70%を下回っているような、経営の効率化では対処ができない病院であれば、経営形態の見直しまで踏み込むことを総務省が求めています。民間的経営手法導入等の観点から、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入、地方公営企業法の全部適用、民間譲渡など、総務省が求めている4つの経営形態の特徴を表しているのが2ページの比較表です。それぞれ一長一短があるところですが、現在の広尾町国保病院は一番左の「財務規程等適用」という公営企業法の一部適用に該当しています。池田地域医療センターは指定管理者制度を導入しています。広尾町国保病院が選択したのが一番右の「地方独立行政法人」になります。経営形態はすでに独法に決められていますので、そのメリットを3ページでご案内いたします。公営企業型地方独立行政法人の具体的なメリットということで、経営形態を変更した場合のメリットが記載されています。

1. 組織の長の権限：今までの一部適用では、すべて議会の承認を得たうえで病院運営がなされていますが、経営を分離し、法人の理事長の裁量で病院経営を迅速に行うことによって経営改善の効果を上げている独法病院が多くあります。理事長に最大限権限が移るということが独法化の大きなメリットとなります。

2. 目標による事業運営：独法化すると議会の権限は及ばなくなるのかというご質問をよく受けますが、それを一定程度制限するための制度になります。設立団体の長は中期目標を定めて独法に指示しますが、中期目標には議会の承認が必要になります。議会の承認を得た中期目標の範囲内で、理事長は最大限の能力を発揮して病院経営を行うというのが地方独立行政法人になります。独法は中期目標に基づき中期計画を作成しますが、設立団体の長の認可や議会の議決が必要になります。町長が定めた中期目標の範囲内で中期計画を細かく定めて、その中で病院運営をするということで、独法の理事長が暴走するのを制限するのがこちらの制度になります。

3. 業績評価：中期目標・中期計画に倣った運営がなされているかを、町長以下が評価をすることになるので、理事長が町の意向に沿った形で病院運営を行うという独法制度のメリットとなります。

5. 弾力的な予算・契約制度：今までの町立病院は単年度決算であるため、長期的な視点で物を買ったり投資をしたりすることができなかつたのですが、連年で計画を立てることができますので、単年度予算主義に縛られない中長期的な観点の予算執行が可能となり、これまでより長い目で病院運営を見ることができます。理事長の裁量である程度予算をコントロールすることができるということで、経営が改善されている特報病院も多いことから、総務省がメリットとして挙げているものです。

6. 以下は、人事・労務関係になりますので、後程社会保険労務士の加藤オブザーバーからご説明いただきます。

4ページは、全国の独法化病院の状況です。平成28年度末までに全国で88病院が地方独立行政法人に移行しています。町立病院と同じ100床未満の病院はまだ少なく、全国で6病院です。独法に移行した病院のうち、7割強が独法化によって経営がよくなつたと答えています。

以上、人事・労務管理関係を除いた地方独立行政法人制度の説明となります。

[加藤O b] 地方独立行政法人化による人事的なメリットは、医師、看護師の採用が、理事長の裁量でしやすくなります。これまで条例などが絡んできてそういうことができません。給与もそうです。たとえばパートタイムの職員を雇いたいと思っても、なかなかその決断ができない。それもしやすくなる。

人材の確保がすごく大事なところなのですから、問題は、これから労働基準法が絡みますので、そういうデメリットというか、国の規制もあります。安倍総理大臣が働き方改革で労働時間に関してもかなり踏み込んでいますので、それも気を付けなければいけないということです。規則の見直しとかそういう問題も出てきます。規則の改正なんかは、いきなりはなかなかできませんから、地方独立行政法人になってから改定をしていくということでいいのではないかと思います。そういうところがメリット・デメリットになります。

[夏苅O b] 人事・労務関係のメリットの部分について、資料3ページのところで補足させていただきます。今、加藤先生がご説明されたことが6, 7, 8に書かれています。

独法になると職員の方は非公務員となり、外部からの人材登用を進めることができますので、民間的手法を積極的に病院改革にとり入れられるメリットがあります。また、定数管理の弾力化ということで、定数条例の制限がなくなります。適材適所、必要な時に必要な方を理事長の裁量で採用することができます。民間であれば、例えばセラピストに診療報酬が付くとなればすぐに人を集められますが、公立病院ではな

なかなかそういったことができません。

また、非公務員になりますので、独自の給与制度の導入ということで、例えば業績に連動した賞与であったり、昇給の仕方をとり入れることによって、職員の方のモチベーションが上がるというメリットもあります。

以上、駆け足ですが、地方独立行政法人制度のご説明になります。

[夏苅O b] 引き続き評価委員会制度の説明もさせていただきます。資料2-2をご覧ください。

この中から抜き出してご案内させていただきます。

地方独立行政法人は地方独立行政法人法に法定されていますが、この法律が本年4月1日に大きく改正されました。改正の大きなものが資料1ページの下段2になります。これまで評価委員の皆様がされていた業務の一部が町長に移管されましたので、その部分を今日は説明させていただきます。

資料の10ページをお願いします。上段(1)設立団体の長と評価委員会が果たす役割のあり方ということで、評価委員会は存続するが、必要な役割を整理することとされました。

実際に評価委員の皆様にやっていただくことが、資料2-3の5ページに、今年度中にやっていただく業務をまとめてあります。右側に※印のある2つの業務をやっていただくことになります。1つめが、町長による中期目標の作成・変更の際の意見ということで、本日このあとの議題に載っているのがこの中期目標に関するご意見の聴取になります。第2回目以降に、地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する町長に対する意見の申出ということで、法人が作成する役員報酬規程について皆様にご意見をいただく、この2つが認可を受けるまでに評価委員の皆様にご審議いただく内容になります。

これらは地方独立行政法人法に法定されておりまして、この資料の1から4ページに法律の抜粋が掲載されておりますので、ご参照いただければと思います。

[司 会] ありがとうございました。短時間に多くの内容についてご説明いただきましたので、駆け足な説明になってしましましたが、これにつきまして、ご質問、ご確認等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

[●●委員] 2点質問させてください。

資料2-1の3ページ、「5. 弾力的な予算・契約制度」の中で、単年度予算に縛られない中長期的な観点の予算執行が可能ということですが、具体的な例があれば教え

ていただきたいのが1点。

もう1点はその次の4ページ、独法化した病院の経営状況のところで、驚きなのは3割が経営が悪化しているということです。わかる範囲で原因を教えていただきたい。

[夏苅〇b] 1点目：今までの町立病院では議会で予算を通して、そのあと執行という流れになりますが、独法に移行しますと予算の中で理事長の裁量で、例えば設備投資であるとか、新しい契約であったりというものを自由にやることができますので、今よりも機動的に予算執行が可能になります。また、今の単年度予算という概念がなくなり、企業会計の概念がはいってきますので、連年でいろいろなことを考えることができるということで、そこも迅速に機動力をもって対応できるというのが、独法化のメリットの1つになっています。人の採用に関しても予算を伴いますが、その予算をある程度理事長の裁量で決めることができますので、迅速に人も採用できる、設備投資もできるというところが、この5番目の弾力的な予算あるいは契約制度のメリットに挙げられています。

2点目：経営が悪化している病院については、例えば今申し上げたような独法のメリットを活かしていない独法ということです。多くの独法に移行した病院では、給与の見直しをされたところが多くなっています。そうすると人件費比率が7割、8割、9割という公立病院がある中で、非公務員になって、例えば賞与を業績に連動するようなことをされると、公務員のように良くても悪くともどんどん上がっていくということがなくなりますので、人件費がカットできる、そういったところで業績が回復している病院もあります。あるいは独法化して医師の給料も理事長が決めることができますので、今まで民間に負けていた給料を理事長が増やすことでよいドクターを連れてくることができる。それによって売り上げがアップして、医業収益が改善するというやり方で業績を伸ばしている。一方で、そういったことをやらずに、相変わらず旧態依然の経営をされているところ、理事長のリーダーシップのない病院が成果を上げていないということで、全国で指導させていただいている。経営形態の変更は入れ物であって、その中で皆さんができるといった働きをされるかが重要ですので、その入れ物を変えることによって、入れ物を変えたメリットを活かせる理事長がいらっしゃる病院は業績が向上し、相変わらず市町村に相談されたり、経営に関心がない方を理事長に据えられているような公立病院は、独法に移行されても経営改善がなされていないということが全国で3割弱あるという現状です。

[●●委員] 今の4ページの、地方独立行政法人化した病院の病床規模別病院数の表で、88医療

機関中、6医療機関が広尾国保病院の該当する100床未満なのですが、これらの医療機関のその後の経営状況がどう変わったかということについて、数字だけでもわかれれば教えていただきたい。

〔夏苅〇b〕 総務省の資料の中では公開されているのですが、暗記をしていないので、次回の評価委員会までに資料をご用意させていただきます。

〔司　　会〕 ほかにございませんでしょうか。

特にないようでしたら、先に進めさせていただきたいと思います。

【日程6】 議事

(1) 委員長および副委員長の互選について

〔司　　会〕 それでは、次第6、本日の議事に入らせていただきます。

1件目の「委員長および副委員長の互選について」でございます。お手元の資料3をご覧下さい。

こちらは地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会条例でございます。本条例の第4条第1項におきまして「委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。」とされてございます。

事務局より提案でございますが、委員長の互選の方法につきましては、事務局（案）を提示させていただき、皆様のご同意をいただくという形で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、事務局（案）として、稲葉秀一委員に委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、稲葉委員に委員長をお願いいたします。

稲葉委員長、委員長席にお移り願います。

〔委員長〕 ただいま委員長に選任いただきました稲葉です。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど、村瀬町長からもお話をありがとうございましたが、この広尾町の地域に住んでいらっしゃる皆さんの医療、介護、福祉、それら健康状態全般に携わる大事な病院の話であると思っています。ある面、医療は平時の安全保障を司る、そういう場所だと思っておりますし、それらがないがしろになると、その町はどうなるかと。今回のこの村瀬町長

から示された独立法人化、非常に大きなテーマだと思っております。委員長として、この評価委員会を務めさせていただきますので、皆さんご協力、よろしくお願ひ申し上げます。

[司 会] ここからは、評価委員会条例第5条第1項の規定により、委員長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひいたします

[委 員 長] それでは、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選の方法ですが、委員長から指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、私の方から、辻田委員に副委員長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

[辻田委員] 辻田です。よろしくお願ひします。

(2) 内規の制定について

[委 員 長] 次に「内規の制定について」を議題といたします。

事務局から、説明よろしくお願ひします。

[松田参事] それでは私から説明させていただきます。

お手元の資料4-1をご覧ください。「地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会運営要綱（案）」でございます。この要綱は、資料3でお示しした評価委員会条例第6条に基づき、委員会の運営に関して必要な事項を定めるものであります。第2条は、会議を招集する際の通知事項について定めています。

第3条は、専門的な意見を聞く必要がある場合のオブザーバーの出席について定めたものです。

第4条は、本委員会の公開に関する規定ですが、例えば検討段階の数字が公開されることによって、今後の病院経営に影響を及ぼす怖れがあるなど、非公開とすることが適当であると委員会が認めた場合については、非公開とすることができますの規定であります。

第5条は、書面による審議を行うことができる場合を定めるものであります。

第6条は、会議の議事録及び資料の公表に関する規定です。第4条の規定と同様、非

公表とすることができます場合を定めております。基本的には、会議を非公開とした場合については、その議事録も公表しないということになろうかと考えます。

第7条は、本委員会の事務局に関する規定でございます。広尾町総務課内に設置する法人移行準備室において執り行うこととしてございます。この法人移行準備室はその名称のとおり、法人設立までの時限的な組織でありますので、法人設立後は保健福祉課に業務を引き継ぐ予定でございます。本来であればその改正にあたりましても評価委員会を開催して皆様にお諮りするべきところではございますが、軽微な変更でございますので事後に報告するということでご了解をいただきたいと思います。

第8条は、本要綱に定めのない事項についての補則でございます。

以上が「評価委員会運営要綱」でございます。

次に、資料4-2をご覧ください。「地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会傍聴要綱（案）」でございます。

本要綱は、本委員会の傍聴に関して必要な事項を定めるものであります。

第2条は、傍聴人の定員に関する規定でございます。通常は会議場に用意する傍聴席の数により、定員を定めることとなります。

第3条は、傍聴希望者の受付に関する規定です。3ページに示す様式により、氏名及び住所を自署することとしております。

第4条は、傍聴することができない者として、第1号から第5号まで列記してございます。一般的に、酒気を帯びていると認められる者、ポスター、ビラ、掲示板等を携行している者、その他、他人に危険を及ぼす怖れのある者等につきまして、傍聴を認めないものです。

第5条は、傍聴人が順守すべき事項について定めています。第1号から、次ページの第8号まで列記してございます。

第6条は、第5条に加え、撮影・録音等の傍聴人の禁止事項を定めております。

第7条は、本委員会において非公開とする議題を審議する場合に、傍聴人の退場を求める内容であります。

第8条及び第9条は、傍聴人に対する指示、退場命令など、委員長の権限を定めるものであります。

第10条は、本要綱に定めのない事項についての補則でございます。

以上が「評価委員会傍聴要綱」でございます。

これら、いずれの要綱も、ご承認いただけましたら、本日付けをもって施行し、評価委員会条例と併せ、スムーズな委員会運営を行いたいとするものでございますので、

よろしくお願ひいたします。

以上で私からの説明を終わります。

[委員長] ただ今の説明についてご意見、ご質問があればお受けいたします。

[●●委員] 傍聴要綱の第3条で、傍聴人は自署しなければならないとされていますが、ハンデキヤップがあつて自署できない方もいらっしゃると思うので、代書もしくは身分証明をもつて確認するということで加えた方がよいと思うのですが、いかがでしょう。

[松田参事] ただいまご指摘いただいたとおりかと思います。ハンデを持つ方の対応につきまして、ここに書き加えたうえで施行させていただきたいと思います。

[委員長] ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

ただいまご指摘いただいたところは修正することとして、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、その部分の修正を含めまして、承認したものといたします。

(3) 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院 中期目標（案）について

[委員長] 続きまして「地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院中期目標（案）」について、事務局から説明をお願いします。

[渡辺事務長] 本来であれば、中期目標につきましては町長部局において説明すべきものですが、病院の運営に直接の関連がございますので、私から説明申し上げます。

資料5-1をご覧下さい。こちらは地方独立行政法人法の中の中期目標に関する部分の抜粋です。（条項読み上げ）

資料5-2をご覧下さい。目次に第1から第5まで示しておりますが、それぞれが先ほどの法第25条第2項の各号に定められた事項となります。

それでは1ページから説明させていただきます。「前文」につきましては、これまでの経過について記載しております。説明は省略させていただきます。

2ページからは読み上げにより、説明とさせていただきたいと思います。

「第1 中期目標の期間」の4年間につきましては、定款で定めている理事長の任期に合わせたものです。

(第2「1 町立病院としての役割」について読み上げ)

[委員長] ただいま、第2の「1 町立病院としての役割」について説明がありましたが、委員の皆様からご意見をお願いします。

[●●委員] (6) 災害対応力の充実強化において、当院は町の唯一の有床病院ですので、BCPの策定、つまり事業継続計画の策定を入れた方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。

[渡辺事務長] BCP計画につきましては現在策定しておりませんが、その策定も含めて取り組めるようにしていきたいと思います。

[●●委員] 今のことに関連して、広尾町は水辺の町ですので、津波含めての水害のことについてももう少し言及した方がよろしいのではないかと思います。

(1) 救急医療体制の充実の前段で、「本町は心疾患及び脳血管疾患の患者が多い傾向にある」と書いてありますが、これは何かデータがあるのでしょうか。

[渡辺事務長] 資料は持ってきておりませんが、統計データをもとに、広尾町の罹患率を拾ったところ、平均より多い傾向にあります。

[●●委員] 別に心臓の血管でなくても、消化器の患者さんも多いと思いますし、あるいは呼吸器の患者さんも多いと思います。特にこういう海辺でガスの上がるところではぜん息の患者さんも多いと思います。ですから、あまり何かに固執するのはいかがなものかと思ったものですから、救急医療というひと括りでもいいのではないかと思ったのでお聞きしたものです。

[委員長] ほかにどうですか。

[●●委員] (3) 医療機関間の連携強化において「町内診療所からの入院要請を積極的に受け入れること」とあるのですが、近年そういう形で入院されたケースはないと思うのですが、町内のクリニックとはこういった形で取り組みたいという話はされているのですか。

[渡辺事務長] 町内の医療懇談会などにおいて話題として出てくることはあります。実際に町内の各

クリニックから患者さんを町立病院で診てほしいという要請は何度かあり、それに関しては、今も受け入れを行っています。そこから入院につながるケースもあります。

[●●委員] 今のところで私からもひとつ。これは広尾のほか音調津があり、えりもまであります。ある面では広尾はそれら海沿いの町のゲートキーパーとなるような場所に該当するのではないかと思うのです。そういう意味で、ここでの医療機関の連携、あちらの方との連携とかなにかはどうなのかなと。あるいはそちらに住んでいる住民への今後の医療サービスということも入れておいてはいかがかなと思いました。

[渡辺事務長] 現在でもえりも町の広尾に近い地区の方は、町立病院に来ていただいている方もいますので、今後も引き続き連携をとれるように、えりも町とも話をしていくことが必要となると思いますが、それも含めて入れていきたいと思います。

[委員長] ほかの委員の皆さんいかがですか。今のは入れていいですね。当然、今もそうやっていると思います。
あとはいかがですか。

[●●委員] 地域医療の維持というのは非常にこの地域では大事ではないかと思います。前年度の訪問診査の実績が51件。広尾町では訪問看護はなされているのでしょうか。

[渡辺事務長] 今もやっています。

[●●委員] 訪問看護の実績はどのくらいですか。

(7) 地域包括ケアシステムの推進で、やはり絶対的に訪問診査と訪問看護というのは、51件から60件という根拠が、今の職員数からいって60件が妥当ということでしょうか。

[渡辺事務長] 訪問診療については、内科の3人の先生が月に1回、3~4件回っている現状です。その体制を維持しつつ、これから需要が出てくることを考慮したうえでの目標数値としています。

[●●委員] ということは、医師が増員になれば増えるということでしょうか。結局、地域包括ケアシステムの中心的役割を担うと中期目標にあげるのであれば、やはりそこをある程

度幅を広げていかないとどうなのかなと思います。

[渡辺事務長] これから医師の体制によって影響を受ける部分だと思いますので、これから体制が決められたうえで実績として上がってくるものだと思います。たてられる目標としては、やはり現状いる医師の中でこの程度は最低限維持してほしいという意味で目標にあげた数字です。

[●●委員] わかりました。

[委員長] ただいまの件で、追加説明があります。

[斎藤事務次長] 今持っていますのは介護保険の訪問看護ですが、年間で123件の方たちに日数は494日となっています。

[●●委員] 確かに国の方針としては地域包括ケアシステムで訪問診療、訪問看護を増やしなさいということですけれど、訪問診療は必ずしも増えないと思っています。というのは、例えば町の患者さんの交通の整備ですか、ご家族の協力があれば、皆さん病院にいらっしゃることが多いので、そういう数の目標ではなくて、キャパシティビルディングというか、キャパシティを大きくするというふうに考えた方がいいかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

[渡辺事務長] 病院側として体制の整備は必要だと思っています。どれだけの数を受け入れられる体制を作るかということですので、それはこれからの病院側の体制が決まっていく中でのことになるかと思います。それも含めてこれから連携する病院との協議におけるひとつ課題になってくると思っています。

[●●委員] この資料の中では介護度がどれくらいというのはわからないのですが、確かに数だけではないのですが、介護度の度合いによってはやはり増えていくのではないかなど。増やすことを目的として言っているのではなくて、そういう方が地域にいらっしゃる場合にどう広尾町が対応するかは大事なことではないかなと思います。

[●●委員] 実は私も同じを感じていました。町の患者さんの入院期間が長いですよね。長いということは、たぶんなんらかの社会的要因もあるのではないかと思っていました、

その辺が今の話とも非常にリンクしてくることになるのではないかと思っています。それともうひとつ、言葉についてですが、(5)の中に「二次予防医療」とあります、これは具体的に言うとどういうことを念頭において、こういう表現を使われたのでしょうか。町民に説明を求められたときに何と答えるのかなと思ったものですから。

〔村瀬町長〕 健康診断だとかドックをやって事前に病気を発見するというそんな考え方だと私は思っているのですが。

〔委員長〕 時間の都合もありますので「2 医療水準の向上」に移らせていただきます。「3 患者サービス」のところまで、いっしょにやりましょう。

〔渡辺事務長〕 それでは引き続き読み上げての説明とさせていただきます。

(第2 「2 医療水準の向上」及び「3 患者サービス」について読み上げ)

〔委員長〕 ただいま「2 医療水準の向上」、「3 患者サービス」のテーマにおける説明を受けましたが、これにつきまして委員の皆様からご意見があればお願いいいたします。

〔●●委員〕 現在8診療科ですが、それはそのように維持していくということでおよろしいですか。

〔渡辺事務長〕 診療科目につきましては、これから連携する病院との協議の中で決めていくことになりますが、現在の診療科を維持する方向でお願いしたいと思っています。

〔●●委員〕 3(5)職員の接遇向上において「投書箱を引き続き設置し、一層のサービス向上と業務改善の取組を進めること」とありますが、現在、患者満足度調査をやらないとなかなか患者さんのニーズがわからないということと、職員の対応もわからないということなので、やはりこの患者満足度調査は入れた方がいいと思います。

〔渡辺事務長〕 患者満足度調査につきましては、(3)の中で定期的に実施するということで入れていますが、(5)の中にも入れた方がいいということでしょうか。

〔●●委員〕 言葉足らずでしたが、それを接遇向上につなげるという意味で、ここにもそれを反映

するということを加えた方がいいかと思うのですが。

[委員長] いわゆる医療サービスの向上だけでなく、接遇の向上にも努めるということですね。あとは、いかがでしょうか。

[●●委員] 看護師さんのことなのですが、看護協会の加入率はどうですか。今、質の向上でお話がありましたが、看護協会の後押しでいろいろな勉強会を安くやっています。地域交流の関係機関、いわゆる地方の病院の看護師さんたちを集めて、年2回ほど帯広市などでやってますので、ぜひそこを積極的に利用されるといいのではないかと思います。

[渡辺事務長] ご案内いただいているものは結構あると思います。看護師長を通して職員に対しては積極的に参加するように周知させていただいているので、引き続き対応させていただきたいと思います。

[村瀬町長] 協会員じゃなくても参加できるのですか。

[●●委員] いいえ、協会員でなければダメです。

[渡辺事務長] 数は把握していませんが、半数以上の方は協会員になっています。

[●●委員] 札幌や中央まで行かなくてはならないと、交通費と前泊後泊など結構費用がかかるのですが、帯広市内でやることもあります。例えば厚生病院などある程度のベッド数を持っているところが中心になってやっていますので、ぜひ受講されたらよいのではないかと思います。

[委員長] ぜひ利用してください。

[渡辺事務長] 引き続き積極的に活用させていただきます。

[委員長] あとは、よろしいですか。

それでは次に「4 医療の質の向上」「5 町の医療施策推進における役割の發揮」について、お願ひします。

[渡辺事務長] （第2 「4 医療の質の向上」及び「5 町の医療施策推進における役割の發揮」について読み上げ）

[委員長] ただいまの「4 医療の質の向上」及び「5 町の医療施策推進における役割の發揮」について、何かありましたらお願ひします。

[●●委員] 5(2) 町民への保健医療情報の提供及び発信の前年度実績で1回開催したとありますが、参加率はどうだったのでしょうか。

[渡辺事務長] こちらは地域の老人クラブの方を対象に、院長が出向いて行ったものです。正確な数は把握していませんが、20数名が参加されていたと思います。

[●●委員] 言葉がきついですが、20数名で提供や発信ができたと思われますか。人口や高齢者比率を見ても、やったというだけで、20数名では町のあれがわかったのかしらと聞いていて思ったのですが。

[渡辺事務長] 出前講座という形で、要望があれば医師を派遣して講座を行うというものですから、今回は要望のあったところに派遣したという形になります。昨年度の実績としては1回で終わったというのが実際です。普及ですとか広報周知の部分ももっとしなければならないと思っておりませんので、これからはいろいろな機会があれば出ていける体制を引き続き繋げればと思っています。

[●●委員] 広報の仕方とかも振り返る必要があるのでしょう。要望があればと言われましたが、要望がなければしないということになるので、要望が出るような形にしていかないと、これをやっていても労力だけ（無駄に使うことになってしまいます。）

[渡辺事務長] ありがとうございます。そのとおりだと思います。

[●●委員] 5の中に産業医に関する項目が入っていないのですが、現在、産業医として実質的な活動はありますか。

[渡辺事務長] 現在、町のメンタルヘルスに院長が産業医の資格で対応しています。

[●●委員] 広尾は農業や漁業の会社、事業所もたくさんあると思うのですが、そちらの産業医は現在はやってないということですね。できれば今後、そういうこともやっていった方がいいと思います。

[渡辺事務長] はい。わかりました。

[●●委員] 日ごろ、医師と町民の方が直接顔を合わせてお話を聞く、そして医師の性格とか人間性を含めてコミュニケーションを図ることで、町民の方も何かあった場合に頼れる先生というふうに思うのですよね。私も以前、事業所で健康づくり研修会をやる際に町立病院の先生に来ていただいて、職員は100%に近い参加で、その時初めて先生を知って、頼れる先生だなという声が結構多かったのです。町全体を対象とするものも年1回くらい必要かなと思うのですが、事業所単位でやると参加率も高いので、ぜひそういう形でコミュニケーションを図り、頼れる先生という認識が広がれば、よりいいかなと思います。

[渡辺事務長] 今ご提案いただきました全町民対象のみならず、事業所を対象とした講座も、この中で取り込めるようにしたいと思います。

[●●委員] 先ほど診療科が現在の8診療科という話できているので、これから町を担うだろう子どもさんだとかそういう方の話が、この中期目標には全然ないですね。ですから、例えばワクチン事業であるとか、子どもさんに優しいというか手厚い町としての何らかの思いが、この施策のどこかに入るとよいと思うのですけど、考えてみてください。

[渡辺事務長] 実は町内に小児科のクリニックがあるということで、そこには触れていない事情がございます。目標の中にどの程度の文言を組み入れられるか、考えさせていただきたいと思います。

[委員長] あとは、よろしいですか。

それでは次の「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」から最後まで、説明をお願いします。

[渡辺事務長]（「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」から「第5 その他業務運営に関する重要事項」まで読み上げ）

[●●委員] 第4(2)に「地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供」とありますが、これは今の8診療科を組み替えることも念頭においてこういう表現をされたのでしょうか。

[渡辺事務長] 町内のニーズという部分からいきますと、あり方検討委員会でも示された通り、整形外科が広尾町にとって必要な診療科であるとのご指摘をいただいたところです。ニーズについても、整形外科の診療が必要であるとの認識はありますので、今は週2回しか行っていない整形外科の診療を常勤化するなどの形態の変更といった部分の体制の変更は考えています。

[●●委員] その横にある「効果的な病床管理」となっていますが、既存48床、一般病床だと思いますが、その病床機能の変更も含めているという意味でこういう表現になっているのですか。

[渡辺事務長] 現在一般病床48床で運営していますけれど、長期化の患者さんが増えているという現状がある中で、どのような病床機能で運営していくのがいいのかを当然検討していくものと考えております。

[●●委員] 病床利用率70%、実績が65%ということで、やはり長期入院が結構多いですね。稼働率だけでなく回転率を上げていかないと収支に影響するのではないかと思うのですが、これは稼働を上げるだけということになっていますけど、それらも考えているのですか。

[渡辺事務長] 当然いろいろな病床機能の考え方が出てくると思います。具体的な病床の変更ですか機能につきましては、これから独法化を進めていく中で、具体的にどうしていくかという話になっていくと思います。その中では病床機能の変更の必要性があると思っていますので、その中で、広尾町の病院としてどういったニーズがあるのか、どういう病床機能をおくべきなのかの分析をしたうえでの変更になると思います。

〔委員長〕あとはよろしいですか。

今ここにあります、第1から第5までの説明を聞いたわけですが、全体を通して、何か皆さんのご意見、要望があればお受けいたします。

ないようですので、この案件については終わらせていただきます。

【日程7】その他

〔委員長〕最後に「その他」ですが、委員の皆さまから何かございましたらお願ひします。

無いようですので、事務局から今後の委員会開催のスケジュールなどについて説明をお願いします。

〔松田参事〕それでは私から今後のスケジュールについて説明させていただきます。

お手元の資料6をご覧願います。今後のスケジュールでございます。

現在、8月1日から8月20日までの期間で、町民を対象に、中期目標（案）に対するパブリックコメントの募集を行っております。町の公式ウェブサイトのほか、公共施設など町内7か所で資料を閲覧し、郵送やメール、FAX等で意見を提出していただくこととしております。

9月上旬には、町議会の調査特別委員会において、中期目標（案）の説明をする予定であります。

次回の会議でございますが、10月上旬を目途にお集まりいただきたいと考えております。次回は、中期目標につきまして、本日、委員の皆様からいただいたご意見、町民からのパブリックコメント、広尾町議会の意見、北海道からのアドバイスなどをふまえた「修正案」をお示しし、意見書のとりまとめをさせていただきたいと考えてございます。

日程につきましては、委員長とご相談のうえ、改めてご案内差し上げますので、よろしくお願ひいたします。

その後のスケジュールですが、12月上旬には第4回の町議会定例会を予定しております。この議会において、中期目標に係る議決をいただきたいと考えています。

第3回の評価委員会を平成31年1月を目指して開催したいと考えておりますが、このときには、法人役員の報酬等の支給の基準についてのご意見を集約させていただく予定でございます。

また、並行して、北海道に対する法人認可申請を1月に行い、4月1日の法人成立を目指しているところでございますので、引き続き、よろしくお願ひ申しあげます。

[委員長] 委員の皆様、本日は多くのご意見をありがとうございました。ただいまのご意見を反映するよう修正して、次回のこの委員会にお諮りしますので、よろしくお願ひします。それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

[司会] 稲葉委員長、ありがとうございました。

このあと、委員の皆様には、本日の報酬及び費用弁償をお支払いいたしますので、印鑑とマイナンバーカードをご用意願います。
本日は長時間にわたりご議論いただき、誠にありがとうございました。
担当者が参りますので、このまましばらくお待ちください。